

○都城市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成19年3月19日
告示第234号

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額 (円)	加算基準月額 (円)
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		
	所得割の年額3,000円以下 D1階層	2,900	290
	3,001～5,800円 D2階層	3,450	350
	5,801～8,700円 D3階層	3,800	380
	8,701～13,000円 D4階層	4,250	430
	13,001～17,400円 D5階層	4,700	470
	17,401～22,400円 D6階層	5,500	550
	22,401～28,200円 D7階層	6,250	630
	28,201～58,400円 D8階層	8,100	810
	58,401～75,000円 D9階層	9,350	940
	75,001～96,600円 D10階層	11,550	1,160
	96,601～121,800円 D11階層	13,750	1,380
	121,801～175,500円 D12階層	17,850	1,790
	175,501～221,100円 D13階層	22,000	2,200
	221,101～380,800円 D14階層	26,150	2,620
	380,801～549,000円 D15階層	40,350	4,040
	549,001～579,000円 D16階層	42,500	4,250
	579,001～700,900円 D17階層	51,450	5,150
	700,901～849,000円 D18階層	61,250	6,130
	849,001～1,041,000円 D19階層	71,900	7,190
	1,041,001円以上 D20階層	全額	注1